



平成30年9月27日
監 査 事 務 局

平成29年度各会計決算審査意見書について

第三回都議会定例会において、知事により平成29年度各会計歳入歳出決算及び平成29年度公営企業各会計決算が認定に付されました。これらの決算には、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、監査委員の意見が付けられています。

その概要は次のとおりです。

1 平成29年度各会計歳入歳出決算審査意見書

(1) 審査の概要

ア 審査の対象 平成29年度東京都一般会計及び特別区財政調整会計など15特別会計

イ 審査の方法 歳入歳出決算書等について、

- ① 決算計数の正確性
- ② 予算執行の適正性・効率性
- ③ 資金管理及び運用の適正性・効率性
- ④ 財産管理の適正性

などに主眼を置き、決算書等及び証拠書類の照合等を行うとともに、関係部局から説明を聴取するなどの方法により審査を実施

(2) 審査の結果

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数は、証拠書類の計数と符合しているものと認められます。

なお、会計処理及び財産に関する調書の計数について一部に誤りが認められたため、8局に対し13件の指摘を行いました。

2 平成29年度公営企業各会計決算審査意見書

(1) 審査の概要

ア 審査の対象 平成29年度東京都交通事業会計など11会計

イ 審査の方法 決算書類が、各会計の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、決算諸表及び証拠書類の照合等を行うとともに、関係部局から説明を聴取するなどの方法により審査を実施
あわせて、事業運営について、経済性の発揮及び公共性の確保の観点からも審査を実施

(2) 審査の結果

審査に付された決算諸表は、会計処理の誤りなどの指摘事項3件を除き、前記の方法により審査した限りにおいて、各会計の経営成績及び財政状態を適正に表示していると認められます。

【問合せ先】

監査事務局総務課
直通 03-5320-7018